

エールラボえひめプロジェクト認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県官民共創デジタルプラットフォーム「エールラボえひめ」(以下「エールラボ」という。)で創出されるプロジェクトのうち、優れた案件を認定して支援することにより、プロジェクトの実効性を高め、地域課題の解決や新たな価値の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト エールラボを利用して解決したい課題に対して取り組む活動をいう。
- (2) プロジェクトオーナー エールラボ上でプロジェクトを登録した者をいう。
- (3) 認定 プロジェクトオーナーからの申請に基づき、愛媛県が支援するプロジェクトとして知事が認定することをいう。
- (4) 認定プロジェクト 前号に基づき認定したプロジェクトをいう。
- (5) エールラボえひめプロジェクト認定審査部会 認定プロジェクトとしての認定の適否等を審議することを目的として、別に定めるところにより設置する機関をいう。

(認定対象)

第3条 認定の対象となるプロジェクトは、第5条で定める方法により申請されたプロジェクトとする。

(支援内容)

第4条 支援内容は、別表1に掲げるものとする。

- 2 認定プロジェクトのプロジェクトオーナーは、知事が前項の支援に必要な協力を求めた場合は、応じることとする。

(申請方法)

第5条 プロジェクトオーナーは、認定を申請するときは、別表2に掲げる事項をエールラボに登録して申請するものとする。

(認定の審査)

第6条 知事は、前条第1項の申請があったときは、認定の適否について審査を行う。

- 2 知事は、エールラボえひめプロジェクト認定審査部会による審査結果を踏まえた最高デジタル責任者の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。

3 認定を受けようとするプロジェクトオーナーは、第1項の審査を行うため知事から資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日から、第5条の申請における実施期間の末日又は認定の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 認定プロジェクトについて、再度認定を受けることを妨げない。

(活動の報告)

第8条 認定プロジェクトのプロジェクトオーナーは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に報告しなければならない

- (1) 認定プロジェクトが完了したとき
- (2) 認定プロジェクトの内容に変更が生じるとき
- (3) 認定プロジェクトの実行が困難になったとき又は実行を中止したとき
- (4) 前各号に掲げるほか、知事が特に必要と認めるとき

2 知事は、前項第2号又は同項第3号の報告を受けたときは、当該プロジェクトの認定について改めて審査し、又は必要な指示をすることがある。

3 第1項の報告の手続きについては、別に定める。

(調査)

第9条 知事は、必要と認めるときは、認定プロジェクトについて実地調査を行うことがある。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定プロジェクトが次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条、第6条又は第8条の規定により申請や提出された内容に虚偽が判明したとき
- (2) 第8条第1項第3号に該当するとき
- (3) 正当な理由なく、前条に規定する調査に協力しないとき
- (4) その他知事が特に必要と認めるとき

2 前項の規定による認定の取消しにより生じた損害については、県は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 認定プロジェクトに対する支援内容（第4条関係）

支援項目	内容
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースの発出 ・県が有するウェブサイト、SNS、広報紙その他の広報媒体への掲載 ・イベントへの県の関係者の出席
法令関係支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈などの相談、規制緩和の協議や特区申請等に関する関係機関との連絡調整
仲介	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関、各種業界団体、県が関係を有する機関の紹介
県有資産の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> ・県有資産の使用に当たっての減免措置の調整等
補助制度等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施に当たり活用可能な補助制度等の支援措置に関する情報提供
官民共創スタートアップ支援事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・※要経費の一部助成（補助対象経費など具体的内容は別に定める。）
共創拠点施設優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏会員との協議等に利用するための場を優先提供
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が適当と認めるもの

別表2 認定申請時の登録事項

区分	登録内容	必須・任意の別
申請者 情報	団体名	必須
	団体格	必須
	団体代表者名	必須
	団体連絡先	必須
	団体郵便番号	団体格が「営利企業」、「非営利団体（法人格あり）」の場合は必須
	団体所在地/住所	団体格が「営利企業」、「非営利団体（法人格あり）」の場合は必須
	団体の主目的	必須
	団体 Web サイト	任意
	本申請におけるプロジェクトの代表者	必須
	代表者の電話番号	必須
	代表者のメールアドレス	必須
プロジ ェクト 情報	プロジェクトの名称	必須
	プロジェクトの概要	必須
	プロジェクトの対象	必須
	プロジェクトの社会的な意義	必須
	プロジェクトのねらい	必須
	申請者がプロジェクトを行う動機	必須
	プロジェクトの実施期間	必須
	主な活動場所	必須
	プロジェクトにかかる経費内訳（収支）	必須
支援要 望事項	具体的な支援内容	必須
	補助金の要望の有無	必須
	補助金要望額	補助金要望がある場合のみ必須
	補助金の使用期間	補助金要望がある場合のみ必須
	補助金の使用用途（収支）	補助金要望がある場合のみ必須
	補助金が交付されない場合の対応方針	補助金要望がある場合のみ必須
メンバーに反社会的勢力の者がいないことの確認		必須